

長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画 (太陽光発電廃棄等費用の内部積立制度関連)

当投資法人は、固定価格買取制度の調達期間終了後も発電事業を継続するために、必要な措置として以下の検討を行っており、今後も検討を継続してまいります。

1. 調達期間終了後における再投資や発電事業継続に関する事項

- (1) 調達期間終了後においても、市場取引や相対取引等による売電又は自家消費を行う等して事業を継続します。
- (2) 調達期間終了後も事業を継続するため、必要に応じて発電設備の更新・維持修繕を行います。
- (3) 調達期間終了後の再投資計画等は、パネル等設備の技術的耐用年数が30年間であることを鑑み、稼働後28年経過時点（耐用年数到来2年前）までに具体化します。
- (4) 以上により、調達期間終了後も必要に応じて適切な設備更新を行い、発電事業の継続に努めてまいります。

2. 地域との共生に向けた取組に関する事項

- (1) 地域との共生に向けた取組等を今後も継続いたします。
(資産運用会社のスポンサーである「[丸紅グループのサステナビリティ](#)」他参照)
- (2) 発電所建設に当たり周辺地域の皆様への説明はなされておりますが、今後も当投資法人が所有・運営する発電所に関わる地域社会の皆さまとの良好な関係を継続し、地域との共生を目指してまいります。

3. 対象設備

S-01 埼玉久喜太陽光発電所	S-11 富山高岡3号太陽光発電所
S-02 広島生口島太陽光発電所	S-12 富山上市太陽光発電所
S-03 石川花見月太陽光発電所	S-13 石川能登明野太陽光発電所
S-04 石川矢藏谷太陽光発電所	S-14 石川能登合鹿太陽光発電所
S-05 石川輪島門前太陽光発電所	S-15 石川金沢東長江1号・2号太陽光発電所
S-06 和歌山太地太陽光発電所	S-16 和歌山高田太陽光発電所
S-07 三重紀宝太陽光発電所	S-17 茨城坂東太陽光発電所
S-08 茨城大子1号・2号太陽光発電所	S-18 兵庫多可太陽光発電所
S-09 石川内灘太陽光発電所	S-19 山口阿知須太陽光発電所
S-10 富山高岡1号・2号太陽光発電所	S-20 鹿児島霧島太陽光発電所

S-21 新潟柿崎太陽光発電所	S-41 岩手五葉山太陽光発電所
S-22 新潟三和太陽光発電所	S-42 福島石川太陽光発電所
S-23 静岡大岩太陽光発電所	S-43 福岡熊ヶ畑 1号・2号太陽光発電所
S-24 栃木宇都宮 1号・2号太陽光発電所	S-44 茨城つくば太陽光発電所
S-25 京都京丹波太陽光発電所	S-45 茨城古河太陽光発電所
S-26 北海道小樽太陽光発電所	S-46 青森南部町太陽光発電所
S-27 和歌山橋本太陽光発電所	S-47 福島南相馬太陽光発電所
S-28 茨城常陸太陽光発電所	S-48 福島相馬 1号太陽光発電所
S-29 福島伊達太陽光発電所	S-49 福島相馬 2号太陽光発電所
S-30 宮城仙台平沢 1号・2号太陽光発電所	S-50 山形米沢太陽光発電所
S-31 山口下関太陽光発電所	S-51 福島新地太陽光発電所
S-32 福岡田川太陽光発電所	S-52 茨城桜川太陽光発電所
S-33 鹿児島日置太陽光発電所	S-53 福岡鞍手太陽光発電所
S-34 福岡上山田太陽光発電所	S-54 福島本宮太陽光発電所
S-35 鹿児島さつま 1号・2号・3号太陽光発電所	S-55 北海道中標津緑町太陽光発電所
S-36 宮崎国富太陽光発電所	S-56 北海道中標津北中太陽光発電所
S-37 熊本山江村太陽光発電所	S-57 北海道中標津東当幌太陽光発電所
S-38 鹿児島日置 2号太陽光発電所	S-58 群馬高崎中里見太陽光発電所
S-39 山口美祢太陽光発電所	S-59 群馬高崎中室田太陽光発電所
S-40 岩手一関太陽光発電所	S-60 千葉香取太陽光発電所
	S-61 埼玉寄居太陽光発電所

以上